

# 要請行動版

# 金融労連本部と連動して要請行動

## 近畿財務局大津財務事務所・滋賀労働局・大津労働基準監督署・滋賀県銀行協会



〒520-0041  
滋賀県大津市坪町1-38  
滋賀銀行従業員組合  
TEL 077-521-2775  
FAX 077-525-5232  
http://www.biwa.ne.jp/f/fs/  
e-mail: ffs@biwa.ne.jp

### 中小企業金融円滑化法の 再々延長などを要請

滋賀銀行従業員組合はさざなみネット（金融ユニオン近畿支部滋賀分会）と共同で近畿財務局大津財務事務所をはじめ滋賀労働局・大津労働基準監督署・滋賀県銀行協会に對し要請行動を行いました。

この要請行動は金融労連本部が金融庁など各省庁に行う要請に連動して毎年行っているもので、今年是要請先との調整で11月26日と12月5日に行いました。  
本号では、大津財務事務所での要請の様態を中心に掲載いたしました。

#### 景況感変わらぬ中 金融円滑化法終了

最初の要請先である近畿財務局大津財務事務所には「当面の『金融行政』に対する要請」として4項目について見解を求めるとともに本庁への意見具申を要請しました。

とりわけ、景況感が相変わらず上がらない中、金融円滑化法が来年3月で終了を迎えます。「景況が向上せず、売上の上昇が見込めない場合、さらなる経費削減により、返済原資をたさねばならないが、経費削減も限界にきている」（東商・中小企業金融に関するアンケート）など、再々延長を求めめる声が中小商工業者から出されて来ています。

また、金融リスク商品の販売に力を入れる金融機関が増えており、顧客からの苦情も増加しています。金融労連本部は、景況感が変わらぬ中、金融円滑化法が来年3月で終了を迎えます。「景況が向上せず、売上の上昇が見込めない場合、さらなる経費削減により、返済原資をたさねばならないが、経費削減も限界にきている」（東商・中小企業金融に関するアンケート）など、再々延長を求めめる声が中小商工業者から出されて来ています。

近畿財務局大津財務事務所  
（大津びわ湖合同庁舎）



協議会の機能及び連携の強化」「その他経営改善・事業再生支援の環境整備」を通じて中小企業の経営支援の環境整備に取り組む。  
一方円滑化法が来年3月未定期限を迎えるにあたり、借り手の方々や金融機関から円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁の対応について様々な問合せが寄せられている。  
こうした問合せに広く答えるため、円滑化法の期限到来後における金融庁の検査・監督の方針を、金融担当大臣談話という形で示した。

金融機関の役割であるが金融の仲介機能は金融機関の果たすべき基本的役割である。金融の仲介機能は金融機関の果たすべき基本的役割である。金融の仲介機能は金融機関の果たすべき基本的役割である。



近畿財務局大津財務事務所  
で要請を行う組合員

3点目については、金融機関はリスク商品の販売に当たっては銀行法のみならず金融法など法令の規定を踏まえた上で体制整備を行う必要がある。監督指針においては、適合性の原則を踏まえ適正な投資管理を確保する必要がある。当局としても金融機関が規則や体制を整備し、十分な説明責任を果たすよう指導する。

#### 304 金融機関の12月 現に努力すること。

例年要請を受けているが、金融機関の休日については銀行法と政令の定めによる。金融機関の公共性をふまえて利用者利便を損なわず決済システムに支障がないか慎重な判断されるべきものである。休日を含めた政令の改正にかかることであり、財務局、法務局、金融庁に声が届くようにしたい。

#### 2 金融円滑化法の 終了を見越した、 金融検査での条件 変更先の「ランク ダウン」などの改 善を図ること。

金融検査マニュアル等で措置されている不良債権に該当しない場合の取り扱いが恒久措置であり、円滑化

1 厳しい状況に置かれている中小企業の経営支援のため、金融円滑化を図るよう指導を強めるとともに、円滑化法の再々延長も検討すること。

1点目の「円滑化」の問題については、今年の3月に改正法により円滑化法は平成25年3月31日まで再延長され、4月20日に最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージが公表された。内容は主に3点で、「金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮」「企業再生支援機構及び中小企業再生支援



# 役務収益目標設定が無理な販売を誘発 12月30日休日化は2013年が試金石

回答を受け組合側から事務所の見解を求めました。

3 番目の部分であるが無  
対面販売がまだに行われ  
ている事が金融庁検査で判  
明していると聞いている。  
手数料収入の目標を課すこ  
とにより顧客に被害を  
与える事が実際に起こって  
いる。当局としての指導を  
期待する。

4 番目は今年が3連休で  
試金石になると思うのでよ  
ろしく願いたい。

1 番2 番の円滑化法につ  
いて私たち金融労連として  
は再々延長をしてその間に  
法律に代わる法律を作って  
いただきたいという事であ  
る。

り、近く本庁にも要請する。

法律ができた時から経営  
からも隠れ不良債権を作る  
だけだ言われてきた。一方  
でコンサルティング機能が  
どこまで機能するのかとい  
う点では、実際の担保処分  
のノウハウの違いなどで難  
しいものがある。

法律自体がなくなると  
いう方向が出されているが、  
中小業者との関係などを考  
えると、どうしても経営に  
対する疑義があり、処分も  
起りうる。法律がなくなる  
と同時に具体的に整理する  
ところも出てくると連鎖倒  
産も想定される。具体的に  
そつしたことを防ぐために  
再々延長要請の趣旨である。  
今回大臣談話が出されたが、  
相談に来られたら必ず聞き  
なさいとの事だが、判断は  
金融機関の独自判断になる。  
具体的に90%以上の率で対  
応がされているが法律の効  
果は大きと考える。

## 談話から見えない 状況報告などは？

談話から見えてこないが、  
法がなくなつた後の貸しは  
がし等が起こさせない方策  
を考えておられると思うが、  
そのための報告など手段は  
考えておられるのか。

## 法律にもとづく報告ない 検査・監督を従来以上に

「法律にもとづく報告はな  
くなる。談話で示したのは、

# 金融労連本部が業界団体 金融庁厚生労働省に要請

金融労連では12月7日、  
本部役員を中心に11名が参  
加し、金融庁・厚生労働省  
はじめ全国地方銀行協会・  
第二地方銀行協会・全国信  
用金庫協会・全国信用金庫  
同友会・全国信用組合中央  
協会への要請行動に取り組  
みました。

地銀協には神（青森銀行  
労組）、岡野（池田泉州銀  
行従組）、中島（滋賀銀行  
従組）と千葉氏（本部）の  
4人が「中小企業の経営支

援に向けた金融円滑化、金  
融リスク商品ノルマ販売反

対、60歳定年以降の雇用確  
保・賃金等労働条件維持、  
職場における年末・年始の  
労働強化反対など」を要請  
しました。

地銀協では、金融円滑化  
について、協会の対応として  
「金融担当大臣の談話を加  
盟金融機関へ指導するよう  
に連絡を受け、即日通知し  
た。法律の期限後も、方針  
は変わらないことを指導す

# 滋賀労働局・大津労基署に雇用延長など要請



滋賀労働局

大津労基署

残業に対する各金融機関  
への指導を一層強化する  
こと。併せて、金融機関の  
業界団体に対し、適正な労  
働時間管理を行うよう指  
導通達を出すこと。

2 管理監督者の範囲につ  
いて、旧労働省通達（昭和  
52年2月28日基発第105  
号、同年12月27日基発第  
37号）に基づき、所謂「名ば  
かり管理職」に対して、時  
間外労働賃金を適正に支  
払うよう指導すること。

3 金融機関の長時間労働  
是正に向けて、慢性残業・  
休日出勤の改善や年次有  
給休暇の取得促進を図る  
よう指導すること。

滋賀労働局と大津労基署  
には後記6項目の要請を  
行い懇談を行いました。

1 早朝を含め賃金不払い

1〜3は長時間労働の  
抑制、過重労働による健  
康障害の防止と賃金不払  
い残業の改善と解消を図  
るため、本年も11月に  
「労働時間適正化キャン  
ペーン」を行った。

4 パワーハラスメントや  
メンタルヘルス対策を徹底

「職場のパワーハラスメ  
ントの予防・解決に向け  
た提言」が3月に出され  
セミナーも開催した。

5 「労働契約法」「労働者  
派遣法の改正の趣旨を踏  
まえ、非正規労働者の雇用  
確保労働条件改善に向け  
た指導を行うこと。

県内3会場で説明会を  
行った。

6 2013年度からの「無  
年金時代」に対応した定年  
延長と、希望者全員の65歳  
までの雇用確保を行うよ  
う指導すること。

今年が恒例法の最終年  
で来年4月以降年金の比  
例報酬部分が延伸すこと  
になり11月9日に指針が  
確定した。継続雇用の確  
保措置が義務となったの  
で現在周知徹底中である。

組合は非正規労働者の  
65歳までの雇用や労働安  
全衛生委員会の問題で懇  
談を深めました。

懸念されているような意見  
が寄せられたので出された  
ものだ。法律が切れた後も  
金融庁・財務局のスタンス  
は変わらない。実際にその  
ように取り組んでいるかは  
検査監督に従来以上に光を  
あてる。

一つの基準として制度が  
できて6%以上の方が利用  
されたが、そのような数値  
で追っていかれるか？

「統計をどうとるか確認  
はしていないが、基本的な  
スタンスを変えない。一般

論であるがリスクをロー  
オーバーしても改善されな  
い場合はなど常識的な判断  
で法の有無で変わらない。  
新たな条件変更の要望につ  
いても法律の努力義務であ  
る。

その点であるが、計画そ  
のものがたてられているの  
が50%だと聞いている。そ  
うすると立っていないこと  
ろは法がなければ問題外に  
なるのではないか？もとも  
とリーマンショックの影響  
を受けて日本経済全体が悪

日化実現も含め、他業界の  
実態を紹介しながら、要請  
があったことを上層部に伝  
える、との回答でした。

## 地方銀行協会への申入れ



るように言われている。各  
行の頭取も冷静に受け止め  
ている。ただ、地域に対す  
る責任がある一方で、メガ  
バンクの動向を心配する声  
もある」とした上で、金融  
庁の指導に基づき会員行に  
通知することとした。

金融リスク商品について  
は、「コンプライアンスの  
徹底と研修に努めている」  
と述べました。

また、定年再雇用につい  
て、地銀協に対し、すべて  
の労働者を再雇用する制度  
とするように申し入れ、12  
月29日、1月3日の完全休  
業については12月30日の休

「職場のパワーハラスメ  
ントの予防・解決に向け  
た提言」が3月に出され  
セミナーも開催した。

5 「労働契約法」「労働者  
派遣法の改正の趣旨を踏  
まえ、非正規労働者の雇用  
確保労働条件改善に向け  
た指導を行うこと。

県内3会場で説明会を  
行った。

6 2013年度からの「無  
年金時代」に対応した定年  
延長と、希望者全員の65歳  
までの雇用確保を行うよ  
う指導すること。

今年が恒例法の最終年  
で来年4月以降年金の比  
例報酬部分が延伸すこと  
になり11月9日に指針が  
確定した。継続雇用の確  
保措置が義務となったの  
で現在周知徹底中である。

組合は非正規労働者の  
65歳までの雇用や労働安  
全衛生委員会の問題で懇  
談を深めました。

「取り組みを見れば理解さ  
れると思うが、政策パッケ  
ジについても十分な時間を  
かけて経営改善が図られる  
よう政府をあげて取り組ん  
でいる。大臣談話も不安が  
起きないように周知してい  
る。申し出の趣旨は財務局・  
金融庁に伝える」

以上が要請と懇談の概要  
です。同様の要請項目で滋  
賀県銀行協会にも要請と懇  
談を行いました。

滋賀県銀行協会と懇談